

令和4年度 第2回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 令和4年5月13日（金）午前9時30分から
- II 開催場所 京丹波町役場和知支所 小会議室
- III 出席委員 松本和久教育長 竹吉美公教育長職務代理者 津田勝二委員
片山幸男委員、谷文絵委員、金子和子委員
- IV 出席説明者 堂本光浩教育次長 村田弘之社会教育課長
宇野浩史学校教育課長
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

1 開会（司会：教育次長）

2 教育長挨拶・近況報告

【教育長】開会挨拶後、近況報告を行った。

〈近況報告内容〉

- (1) 教育長の動向について
- (2) 町・教育委員会関係の会議等について
- (3) 主な報告事項について
 - ・学校等の状況について
 - ・各社会教育団体の年度当初の総会、会議について
 - ・ホッケーフェスティバルの開催について

3 議事録の承認

【教育長】 令和4年度第1回定例会の議事録の承認について諮る。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 令和4年度第1回定例会の議事録について、承認する旨を告げる。

4 報告事項

- (1) 教育委員会主要予定について
- (2) 社会教育課関係報告について

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 教育委員会の主要予定・事業進捗等説明を行う。

京丹波町民大学の開講及び、成年年齢引き下げ後の成人式の開催について説明を行う。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 町民大学の受講に年齢制限はあるか。

【事務局】 ありません。

【他委員】 特に質問・意見なし。

5 議事

(1) 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第8号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認8号について、原案通り決することとする。

(2) 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第9号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認9号について、原案通り決することとする。

(3) 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員による緊急搬送及び部活動等における生徒引率に係る私有車使用に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員による緊急搬送及び部活動等における生徒引率に係る私有車使用に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第10号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認10号について、原案通り決することとする。

(4) 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町通学路等安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町通学路等安全推進会議設置要綱の一部を改正する要綱の制定を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第11号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認11号について、原案通り決することとする。

(5) 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町社会教育委員の委嘱について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育委員の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第12号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認12号について、原案通り決することとする。

(6) 議案第1号 京丹波町育英基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町育英基金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明を行う。

【教育長】 議案第1号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 議案第1号について、原案通り決することとする。

(7) 議案第2号 京丹波町公民館図書室雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する
要綱の制定について

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町公民館図書室雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する要綱の
制定について説明を行う。

【教育長】 議案第2号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 議案第2号について、原案通り決することとする。

6 協議事項

(1) 令和4年度教育委員学校訪問日程について

【事務局】 令和4年度教育委員学校訪問日程を調整しましたのでお願いする

【全委員】 特になし。

(2) 次回教育委員会の開催について

【事務局】 令和4年度第3回定例会の開催日時について、令和4年6月17日（金）学
校訪問終了後の午後3時45分から和知支所にて開催することをお願いする。

【全委員】 了承した。

7 その他

(1) 南丹教育委員会連絡協議会総会について

(2) 京都府市町村教育委員会連合総会について

8 教育長閉会宣言

(午前10時50分閉会) 以上

■ 教 育 長

■ 教育長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

(調製者 教育次長 堂本 光浩)